

# 第二十二回国参議院社会労働委員会会議録第十九号

昭和三十年六月二十三日(木曜日)午前  
十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 小林 英三君  
理事 加藤 武徳君  
常岡 一郎君  
竹中 勝男君  
山下 義信君

委員

榎原 亨君  
高野 一夫君  
谷口弥三郎君  
松岡 平市君  
横山 フク君  
森田 義衛君  
阿具根 登君  
河合 義一君  
山本 經勝君  
相馬 助治君  
有馬 英二君  
長谷部ひろ君

國務大臣 川崎 秀二君  
厚生大臣 紅露 みつ君  
政府委員 厚生政務次官 山口 正義君  
厚生省公衆衛生局長 曾田 長宗君  
厚生省医務局長 高田 浩運君  
厚生省医務局長 高田 正巳君  
厚生省薬務局長 高田 浩運君  
厚生省保険局長 久下 勝次君  
事務局長 久下 勝次君

常任委員 草間 弘司君  
会専門員 草間 弘司君

常任委員 多田 仁巳君  
会専門員 磯部 巖君  
常任委員 高戸義太郎君  
会専門員 高戸義太郎君

本日の会議に付した案件  
○社会保障制度に関する調査の件  
(赤痢予防注射等に関する件)  
(つき添い婦制度に関する件)

○委員長(小林英三君) たいだいまから  
社会労働委員会を開きます。

本日は社会保障制度に関する調査を  
議題といたします。

この際、大臣から発言を求められて  
おります。発言を許します。

○國務大臣(川崎秀二君) 先般の委員  
会におきまして榎原、山下両委員から  
御質問のありました赤痢ワクチン製造  
の件につきまして、その後調査いたし  
ました点をも含め、最初からの経過を  
説明申し上げます。

昭和二十四年以来急激に流行を示し  
てきました赤痢の予防対策の一環とい  
たしまして、赤痢ワクチンの研究は相  
当以前から行われていたのであります  
が、昭和二十八年の初頭におきまし  
て、国立予防衛生研究所において赤痢  
ワクチンに関する基礎実験が完成をい  
たしました。またこれと時を同じくし  
て伝染病研究所、北里研究所等におき  
ましても赤痢クローム・ワクチン、ロ  
ダンカリ・ピタミンK3ワクチン及び  
アルコール感作ワクチンの製造につき  
ましての基礎的研究がほぼ完成いたし

たのであります。厚生省といたしまして  
は、この予防衛生研究所の研究を進め  
るとともに、これらの専門家の協力を  
得ることを必要と考へまして、予防衛  
生研究所の福見細菌部長を班長とする  
赤痢ワクチン研究班を組織せしめ、昭  
和二十八年から厚生科学研究費を配  
分しまして研究を行わせ、その協力を  
よって国立予防衛生研究所の研究の推  
進をはかってきたのであります。

そして昭和二十八年及び二十九年  
度におきまして、以上申し述べましたよ  
うに赤痢ワクチンの研究を行なつてき  
たのであります。この研究の結果三十  
年度におきましては、相当多数の人  
に対して野外交種を行うことを必要と  
し、かつそれが可能と認められる段階に  
至りましたので、予防衛生研究所の細  
菌部長である福見氏が、細菌製剤メー  
カーのうち、最も大きな設備を有する  
ものの一つである武田薬品工業株式会  
社に依頼し、その全面的な協力を得ま  
して、昭和三十年一月二十七日から  
三月二十八日まで間に赤痢ワクチン  
を製造したのであります。この依頼の  
際には、第一に、福見細菌部長の作成  
した処方によって全工程を行うこと。  
第二に、中間過程の各段階において現  
物を予防衛生研究所に送って検査を受  
け、承認を得た上で次の工程に進むこ  
と。第三に、最終段階においては予防  
衛生研究所において精密な検査を行  
い、これに合格したもののみを試験製  
品とすること。第四に、最終段階の  
製品を予防衛生研究所に送付するまで

の費用は、すべて武田薬品工業株式会  
社において負担すること。等の条件を  
示し、武田薬品工業側の了解を得て行  
なつたものであります。

なお念のために、実際の製造工程に  
おける監督の状況を申し上げますと、  
製作の最初に当って、福見氏から武田  
薬品工業の金子細菌部長に對しまし  
て、製造工程について詳細な指示を手  
え、次いで福見氏の指示に基いて、研  
究班の一員である田所氏が製造に入る  
最初の段階において十日間現地におも  
むいて指導し、その後同じく研究班の  
一員であり、クローム・ワクチン  
武田薬品工業の協力によって製造した  
ワクチンはクローム・ワクチンであり  
ますが、クローム・ワクチンの創始者  
である安東氏が二十日間、製造の期間  
中において現地におもむいて直接指導  
に當っております。さらに製造の各段  
階においては、当初の条件通り現物が  
予防衛生研究所に送付され、その検査  
を受けた上で作業が進められておりま  
すし、最終段階におきましても、予防  
衛生研究所において直接厳密な検査を  
行なっておりますので、製造に対する  
予防衛生研究所の監督には遺漏がない  
ものと考へております。

先般の委員会におきまして、厚生当  
局の統一した見解並びに従来の経緯  
を御報告申し上げることを約束申し上  
げておりましたので、この際これを御  
報告申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は、つき添  
い婦制度に関する件につきまして厚生

省当局に質疑を行います。その前に、  
先般この問題に關しまして国立療養所  
二カ所を視察いたしましたので、その  
報告を求めたいと思ひます。まず一班  
の常岡委員からお願ひいたします。

○常岡一郎君 それではつき添い制度  
に關する清瀬療養所の視察報告をいた  
します。

去る六月十五日榎原、森田、竹中、  
河合、相馬、有馬、長谷部、常岡の各  
委員がつき添い制度に關して国立療養  
所清瀬病院を視察いたしました。その  
概要を御報告申し上げます。

現在清瀬療養所には八百九十八名の  
患者が入院しております。同病院当局  
がつき添い看護を必要と認める者は百  
三十六名であり、そのうちつき  
添い看護婦の看護の承認を得た者が八  
十六名で、その内訳は、生活保護患者  
が四十五名、その他が四十一名であり  
ます。そうしてつき添い看護が不承認  
となつたが病院においてつき添いを必  
要とする者としておられる者が五十名お  
ります。病院側では、これは必ずしも一  
人の患者に一人のつき添いが必要では  
ないが、患者二人に一人の割合が必要  
であると言っております。すなわち百  
三十六名の患者の世話を八十六名のつ  
き添い婦がやっておるのであります  
が、少くとも百十一名のつき添い人が  
必要であると言っております。厚生省  
案の二十五人に一人の割合とすれば、  
当療養所には五十名の維持婦が配置さ  
れるわけであり、医師、看護婦

の意見によりますれば、これでは非常に看護力が低下して、これを一挙に強行すればおそく非常な混乱状態に陥るものと考えられることとあります。厚生省案を実施するにいたしまして、ある期間はつき添い人を認める必要があり、一挙に全面的に廃止することについては、よほど慎重な考慮を要すると言っております。

一面病院管理の上から見て、つき添い人の職務行動は最近非常によくなっておりますが、なお規律の上から、指導系統が確立することが必要であり、そういう点からは完全看護に十分な数の看護婦がいることが望ましいとは考えていることとあります。現在おられますつき添い看護婦八十六名のうち、二十七名は看護婦の資格があり、他は無資格のものであります。年齢層といたしましては、四十才から四十九才までの者が最も多く三十三名を占めております。次は三十才から三十九才までの者が二十一名であり、六十才以上の者が五名おります。

つき添い人の看護料金について申しますと、看護婦資格者は、普通病が日額四百七十円——これは五年未満の者であります。五年以上の者になりますと五百七十円、伝染病、結核などの場合は五年未満が五百六十円、五年以上が六百八十円、特殊伝染病のペスト、コレラなどは五年未満が七百円、五年以上が八百五十円あります。看護補助者が、普通病が四百三十円、伝染病は五百十円あります。給料の支払い状況は相当おくれである模様であります。大体看護券の請求書を出してから三カ月くらい後につき添い人が入手するのが普通のようにあります。

次に、今回の視察のおもなる目的である患者側の気持、意見について申述べることにいたします。総じて内科の重症患者及び外科手術後の患者はつき添い人廃止問題について非常に不安がっております。これは事実であります。患者側の意見として主要な点をあげますと、一人の患者に一人のつき添い人が専属的に看護していただけることは精神的に大きな力であると申します。たとえば言葉を出すことができぬような場合でも患者の気持、心持ちをくんで世話ししてくれるし、病院の看護婦ではとてもしてくれないだろうと思われれるようなこともやつてくれるのであります。特に泊り込みで看護を必要とする患者についてはつき添い人が絶対必要であり、かりに昼夜交代制の看護婦がおつても、とうていつき添い人のような行き届いた看護は望めないと言っております。それから洗たくと食事に ついて、つき添い人が廃止されると非常に困ることを主張しております。洗たくは現在下着類までつき添い人が洗たくしておりますが、つき添い人が廃止になると患者は自費で洗たく費を出さなければならぬのみならず、下着類などの洗たくには非常に困ることになるといふこととあります。食事につきましては、現在も実際は病院食だけでは満足できず、補食をとるのが普通であり、その補食をつき添い人が整えておるようであり、そういう点ではつき添い人がいなくなることは非常に不安の念を抱いておるようであります。

つき添い人側の意見等につきまして、先般の委員会の際参考人が述べた意見と大差ないようでありますから、これを省略することにいたしました。以上簡単ではございますが、御報告申し上げます。

○委員長(小林英三君) 次は第二班の山下委員にお願いいたします。○山下義徳君 当委員会の命によりまして国立埼玉療養所を視察いたしました状況を御報告いたします。現場におきましては、所長初め幹部職員より概況の説明を受けまして、つき添い看護婦、患者諸君の代表よりはそれぞれの陳情を聴取いたしました。かつ外科及びカリエスの重症患者を収容しております病棟につきましては、一人一人にさいに実地を視察いたしましたのであります。その調査の概要につきまして主観をまじえずに御報告いたしたいと存じます。

当療養所は安静度四度以下の重症患者が多くありまして、患者の現在員は八百三十名で、十二の病棟に収容されております。これに対する看護の現況は看護婦百十四名、雑仕婦二十三名、つき添い婦五十六名、家族つき添い六名であります。一病棟患者平均数が六十ないし七十名でありますから、一病棟当りの看護の実情は、看護婦九名、うち一名は雑仕婦、それにつき添い婦が四名いるということになります。つき添い婦は重症患者一名につき添い一名であります。病状の経過によりましては、特に療養所側からの依頼で二名の患者を受け持つことがありますが、その一名分は無報酬でやつておるようであります。身動きのできぬ外科及びカリエスの患者を収容しておる病棟は、つき添い看護を多く必要とすることは言うまでもありませんが、当療養所におきましては入所患者の四〇％が医療券患者でありまして、またつき添いの割合から見ますれば、その六〇％が医療券患者であります。従ってつき添い看護を必要とする重症患者は、主として生活保護法の患者に多いということになるのであります。

つき添い業務は他と同じであります。検温、検尿、病状視察等の直接看護を初め患者の清拭、洗髪、ベットの整頓、尿床の世話、食事の世話、衣服の洗濯、手紙の代筆等一切の間接看護をも行っております。つき添い看護は組合を組織し、療養所内に住居と食事を与えられております。これらのつき添い看護は療養所に生活の根拠を有しております。その状況は予想以上に整然としておりました。つき添い婦の多くは未亡人でありまして、いずれも二、三年以上の経験者であり、新しい者でも五、六カ月の経験を有しております。移動はこれまた予想外に比較的少く、年平均五、六人の交代移動にすぎません。当療養所長の見解といたしましては、看護婦とつき添い婦の得失につきましては、病状の看護、特殊の身の回りの世話につきましては看護婦に利点がありますが、二十四時間かたわらについて世話をする、口にかり家庭料理を作つてやること、身の回りの整理、日用品の買出しをしてやることにつきましては、つき添い婦でなければ満足が与えられないといふことを証言しておりました。たとえ完全看護が実施せられたとしても、今日つき添い看護の業務にある直接看護の面は看護婦の勤務の中に含まれることといたしても、身動きのできぬ重症患者にとっては、間接看護の面

において未解決の問題が多々残されるであらうと思つております。ことに代休、病欠、略血等の突発症におきましては、看護増員の要素が多分に含まれるものと思われまゝです。終りに当りまして、当療養所の患者代表の諸君にお目にかかつてその陳情を受けました。内容の伴わない完全看護の多い今日の現状でつき添いを廃止するといふことは、療養生活を困難にし、ひいては死を意味するものであるといふ真摯なる陳情を受けたことを申し加へ、以上御報告を申し上げます。

○委員長(小林英三君) これよりつき添い婦の制度につきまして、厚生当局に対して質疑を行います。

○竹中勝男君 大臣にお尋ねしたいと思つたが、ただいまの御報告をお聞きになつたと思つたが、現在の国立療養所の看護といふものが、すなわち看護婦並びにつき添い婦によるところの看護力がどの程度に——それで完全とは思われないと思つた。それから、完全と思われぬならば別ですけれども、相当これは不足しておると思つた。さういふふうにお考えでしょうか。といふことは、清瀬におきましても、百三十六人のどうしてもつき添い婦が必要であるのうちに、八十六人しか承認を得ていないというふうな状態でありまして、また看護婦の看護力というものは限度がありまして、非常に不十分であるといふことも私も見えて参つたわけですが、この看護力の点、それから病棟が清瀬のごときは、私も参りましたのですが、榎原博士に、これでこの病院は上中下に分けてどのくらいの

者のおもなる目的である患者側の気持、意見について申述べることにいたします。総じて内科の重症患者及び外科手術後の患者はつき添い人廃止問題について非常に不安がっております。これは事実であります。患者側の意見として主要な点をあげますと、一人の患者に一人のつき添い人が専属的に看護していただけることは精神的に大きな力であると申します。たとえば言葉を出すことができぬような場合でも患者の気持、心持ちをくんで世話ししてくれるし、病院の看護婦ではとてもしてくれないだろうと思われれるようなこともやつてくれるのであります。特に泊り込みで看護を必要とする患者についてはつき添い人が絶対必要であり、かりに昼夜交代制の看護婦がおつても、とうていつき添い人のような行き届いた看護は望めないと言っております。それから洗たくと食事に ついて、つき添い人が廃止されると非常に困ることを主張しております。洗たくは現在下着類までつき添い人が洗たくしておりますが、つき添い人が廃止になると患者は自費で洗たく費を出さなければならぬのみならず、下着類などの洗たくには非常に困ることになるといふこととあります。食事につきましては、現在も実際は病院食だけでは満足できず、補食をとるのが普通であり、その補食をつき添い人が整えておるようであり、そういう点ではつき添い人がいなくなることは非常に不安の念を抱いておるようであります。







ころの患者の重患者のそばからつき添い婦をもぎ取ってしまうというより、結果にもなるのでありますからして、少くとも三十二年という切りかえ期、あるいは三十二年、三十一年度というよりな時期でもけつこうですが、長いほどこれはけつこうと思えますけれど、この新しい制度に切りかえていくというために、患者及び国民の弱い階層にその赤字だとか、根本的の計画の切りかえの犠牲をしわ寄せするといふような結果を招来することは努めて警戒しなければならぬと考えております。そこで大臣にお尋ねしたいのが、社会保障制度を充実していくという政府の建前から、また人道的な建前から、現在の医療制度を改革していく上において、この切りかえの時期を相当慎重にするという上から、現在のつき添い婦はこれであつても絶対的に不足なもので、このまま当分の年度、最低この年度内は現在のつき添い婦をそのままにしておく。これをむやみに首切らない、減らさない。そして一方に二千二百七十人という雑仕婦を置いてみる。そしてこの訓練期が少くとも数年要すると思ふので、この切りかえ期を円滑にやるために、一方に定員制をしくと同時に、現在のつき添い婦制度を当分——当分といふのは、最低三十二年、あるいは三十一年度はこのままにしておくという考えについて、これが社会保障制度のほんとの意味の充実強化、弱い者の、国民の一番弱い階層に向つて国家財政の赤字をしわ寄せするといふことを回避する、そういう目的を持ち、同時に人道的な意味において、国民の弱い階層を徹底的にわれわれは現在の政府が慎重

に取り扱い、これを擁護するといふ、そういう政策の現われとして、私の今申しましたように、つき添い婦はこのまま置いて、試験期としてこの三十二年は定員化した雑仕婦を訓練する時期だといふふうにお考えになることはどうですか、それについて大臣のお考えを承わりたい。

○國務大臣(川崎秀二君) たいはい竹中さんの申されましたお気持ちについては、またお考えについては、私も原則的には全く同じような考え方を持っております。ただ今回の増員は、最初からの目的でありまして、この制度をいまして、いざという所存から出たものでありまして、つき添い婦の廃止ということが一つの大きな目標ではなくして、こゝろに新たな職員を増加をはかり、看護力の充実をいたしたいという面から、一方において従来まで置かれてきたつき添い婦というものが漸次縮小し、本年度内において整理をされるという建前をとつたわけでありまして、しかしながら、御指摘の点もありませんので、一月から実施をいたします際におきまして、相当にダブる期間を設けるというところにつきましては、これは考をいたしてみなければならぬと思つております。原則を変更する意図は今日はありませんし、また実施の時期も、一月から職員の増加をはかり、三月三十一日においてつき添いをやめるということの方針で今日は臨んでおります。臨んでおりますが、これがダブる時期につきましては、相当に考慮をいたしてみるつもりでありまして、予算上の操作が十分にできますれば、この期間におきましては十分に御要望に沿

いた、かように考えておる次第であります。もとより、ただいまお話しになりましたのは、社会保障の強化といふことを目標にしておつて、事実上、それが急激な切りかえのために、一時的にもダウンすることがあるのではないかと意味での御質問であり、かつ御要望でありますから、その点は十分戒心をして進んでいきたいと思つております。もとよりつき添い婦の方々が適格でありますれば、二千二百七十名の増員に充当されることもあります。また本年は一万ベッドの増床をいたしておりますから、それに要する看護力の強化で五百名ほど必要であり、四百名は、もし適格でありますれば転換をされたところのつき添い婦の方々をも充当する余地はあるわけでありまして、これらの制度も活用いたしまして善処したいと思つておる次第であります。

○竹中勝男君 もう一つ、これは希望にもなると思ひますが、大臣のおられるうちに……現在登録されておられるつき添い婦は三千何百あるは四千何百になると思ひますが、そのうち四百人はとにかく定員の中に切りかえることもできるといふ御答弁ですが、少くとも現在登録されておるつき添い婦、現在おるつき添い婦は、いわゆる失業といふことにおびえておるといふことが、一つの社会問題として大きな意味を持つておると思ひます。また患者が——これは間違つた報道に基くこともあると思ひますが、少くとも非常に今精神的に、つき添い婦が廃止され、一挙にしてこのつき添い婦がなくなるというふうな考えのもとに、不安におびえておるといふことも事実なん

です。われわれは、患者を安心させるというところ、さしあたりは現在のつき添い婦の身分を保障していくという点も、この切りかえにおいて十分慎重に考慮が払われていかなければならぬと思つておられます。そこで、新規のつき添い婦になられるという人は押さえていかと思ひますけれども、少くとも現在つき添い婦をしておられる方、つき添い婦としての登録をどこかの国立病院関係の組合にしておられるという人たちについては、これを軽々しく失職させるということがこの切りかえの期間にあつてはならないように思われるのです。そういう点について、どの職域においても、一年やそこらのうちに二割ぐらいは減つていきます。離れていきます。整理を無理にしないで、自然に整理はできていくと思ひます。そういう意味におきまして、現在のつき添い婦の登録をしておられる人を失職させないというお考えは、大臣の腹の底にしっかりとあつてほしいものと私も思つておられます。

○國務大臣(川崎秀二君) 竹中先生の御指摘は、この問題が実はつき添い婦の今度の問題におけるやはり最重要の問題であらうと私も考えております。もとより制度の方をいたしましては、先ほど申し上げました看護力の強化というところを旨として、あるいは十分な定員であると政府は思つておられます。もう一つ、あるいは十分につき添い婦が廃止されておられるというところが看護力の充実になるか否かといふことが看護力の充実には、わからぬかといふことが、現実の問題は、四千何百のつき添い婦が廃止されて二千二百七十人の常勤看護婦に置きかえられるというところが看護力の充実になるか否かといふことが、どうにもならないとわれわれは見えておるわけですが、これも関係の医者並びに看護婦それから患者——つき添い婦の意見はしばらくおいて、第三者の意見もこれに一致しているようなわけでは、

けなければならぬ重大な点であると思ひます。従ひまして、二千二百七十名の増員の採用の際におきましても、適格でありますれば、つき添い婦の方々が転換をする場合においては、これは適格といふことが判断をいたされれば、そういう方々を最優先的にとるというところについては、先般も御質問を申し上げた通りであります。しこりして、ただいま加えて御説明を申し上げましたように、一万ベッドの増床、国立の場合には二千というところになります。このうちにおきます四百の分につきましては、十分に考慮をいたしたいと思ひます。なおお相当数のこれにこえる方々につきましては、各種の公立病院等に積極的にのお世話をしたすことにはいたしまして、そのために悲劇が起るといふようなことのないように十分に努力をいたすつもりでございます。

○相馬助治君 竹中委員の発言に連関して、私も大臣の所見をただしておきたいと思ふのですが、このつき添い婦の制度の問題は、看護力の充実のため、その観点から今般は廃止して、正規の看護婦にこれを置きかえるという考えの方の基本的なものについては、私たちが再々申しておるうちに、わからぬかといふことが、現実の問題は、四千何百のつき添い婦が廃止されて二千二百七十人の常勤看護婦に置きかえられるというところが看護力の充実になるか否かといふことが、どうにもならないとわれわれは見えておるわけですが、これも関係の医者並びに看護婦それから患者——つき添い婦の意見はしばらくおいて、第三者の意見もこれに一致しているようなわけでは、

の問題があるので、私どもはこれを今日大きく取り上げて問題としておるわけですが、先ほど竹中委員の発言はきわめて具体的で重要な内容を含んでおると思ひます。竹中委員の申していることを静かに聞いておきますと、少くとも三十年あるいは三十一年の予算年度内においては現在のつき添い婦の制度をそのまま残しておいて、そうして二千二百七十人の増員分だけは増員して、これを試験的に訓練して切りかえていったらいかかであるかというのを具体的に申しております。これに對して大臣は、話はよくわかつて、その態度はよくわかる、この前段で言っておられますけれども、抜けぬなく、三月三十一日までとにかく切りかえたというのを言つていて、一つも問題は解決してないよと思ひます。

第三の問題は、竹中委員の話は、つき添い婦自身の問題として失業者の出ることは困る、それに対してどう考へるのだというに對して、大臣は、それはきわめて重要な問題だから自分もよく考へておる、しかし——ここで抜けぬなく、もし適格ならばそれを採用する、そうすると適格でない者があつた場合は、これははつきりしておる。私どもも国の予算をもつて使うつき添い婦ですから、適格でない者がその職場にあるということについては、これは問題であらうということについては、あなたと見解が同じです。しかし現実には、今まで勤めてきたつき添い婦から相当多量の失業者の出ることが見込まれておるのです。そこに問題がある。いつかこれを医務局長に尋ねましたところが、その問題については労働省等とも連絡をとつて善処したいとい

いうお話だが、これはわれわれはさうなものに望みを囁するわけにはいかない。そつういふ言明に望みを囁するわけにはいかない。そこで私は議論をしよつと思ひます。さつうくばらんに一つ……。衆議院の決議もあるほどに、こつ一年くらいはこつつき添い婦制度を廃止するために、この切りかえに矛盾のないように、何とかこの際厚生省において、現在の職を持つておるつき添い婦の身分は最低守る、こつういふことにならないものか。どうしても原則上さうなことはだめだといふ御意見なのかどうか。またこの前の委員会で質問はいたしてありますけれども、衆議院の決議をどうのよつに厚生大臣は読みとつておるのか。これについて私はこれらを総合して、大臣のこの際所見を承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(川崎秀二君) 先ほど私は看護の強化を実施する際におきましての推移について原則を申述べましたが、それは問題の解決にはならない、こつういふお話であります。これは見方によりましてはさういふ御議論も出ることと思ひます。今回政府が予算措置をいたした範囲内におきまして、その範囲の中で操作のできる部分について、できるだけ弾力性をもつて実施をしたい、こつう申しておるのでございませう。従つて一月から二千二百七十人の新増員が行われますが、それによつて常勤の看護制度というものが一段と強化をされるわけでありませう。これが十分なる成果を生んでますかどうかと申すことは、多少の期間を見なければ判定はできないのでありますけれども、

も、年度内におきましては相当な効果も現われ得ることと期待をいたしておりますので、従つてつき添いの廃止、つき添いが自然的にこれに取りかわられるといふことの時期は、先ほど申し上げたやうな年度内ということに方針はなつておるのであります。その際に二月に何人、三月に何人といふやうなことに具体的に参ると思ひます。十分衆議院の御決議、あるいは参議院におきましてお話し合ひを十分に尊重いたしまして、これが、過渡期の切りかえが非常な混乱を起さぬやうに、スムーズに行われるやうに、予算上の今回の措置の内部におけるところのやりくりによりまして処置をつけたといふのが、今日の厚生当局の考へ方でありませう。

○相馬助治君 そうですと、結局三月三十一日までの期間内においては十分予算の範囲内においてやりくりをして、つき添い婦の身分を守つてやるつもりだが、その期間を越えれば、残念ながらつき添い婦といふものは全廃になるのだと、今の御説明は別な角度から見ればさうに解釈すべきですか。○國務大臣(川崎秀二君) さうでございます。

重大であるといふことを、厚生大臣の立場を離れて、個人川崎さんとして、しかもヒューマニストをもつてなつておられると思ひます。そこで私に大臣に對する質問を先ほどから申しておりますことは、その期間をもう少し何とかならぬものかといふことをお尋ねしてはいるわけですが、これについてまことにどういふわけでも、衆議院がやつた決議も、御承知のやうにその混乱を少くしろといふことなので、三月三十一日までにつき添い婦制度を全廃して、これに置きかえらるやうなことを、やはりこれは依然として混乱は回避できないと、かよりに思ひます。ごういふが、何とかこのところは一つ大臣においても考へてもらわなければならない。しかもこれについては、当委員会に於いても、各委員はおそらく本日はその意思を何らかの形において表明しなければならぬ段階になつておられると思ひます。ごういふが、一つこの点については、ただいま御説明はございませうけれども、十分一つ今後とも考慮していただきたい。かよりのことを強く私は要望しておきます。

○長谷部ひる君 川崎さんの奥さんと私よく知つておるんです。それで奥さんの言葉をかりていへば、非常に人間味のある、人情の豊かな、あなたかな御主人であるといふことを絶えず言つておられるわけなんです。そこで私も非常に川崎厚生大臣が、大臣におなりになつておられて、非常に私社会保障制度の確立といふものもなすけるし、実は喜んでいたのでございませう。さうしたらさうじゃなくて、大臣におなりに

なれば、やはり奥さんの言われるやうなあなたかな人情も殺して、さうしてただほんとうに理屈だけで何もかもおつしやるやうな、そのお苦しい気持ちを私はお察ししているわけなんですけれども、先ほどいろいろ伺ひますと、やはり政府のねらいといふものは予算の削減にあるといふことをはつきり感じました。そこでその一番弱いところにそのしわ寄せが寄つてくるということも私はわかつたのです。それを大臣はこの前からさうと、看護力の増強のために今度の措置をとるんだといふことをしよつちう言つていらつしやるのです。私は実はそれが心外でならない。つき添い婦のことは、四千二百人の労働の内容といふものは、ほんとうに患者にとつては一番重要なものであるとは私は思つておるわけなんです。そこで二千二百七十人を増加するとおつしやいますけれども、事實はその半分が雑役婦なんです。さうして四千二百人を首切りといふやうなことをおつしやいます、それを私は考へてみますと、実質的としては六千名くらいの労働力の低下になるといふことをはつきりと感ずることができるといふ。全くこれは内容を落すことになるわけなんです。さうしてこの間病院を見学させていただきました。今日も先生方の御報告が克明にございませう。看護婦も、みんなこれには反対をしてはいるのです。どうか大臣もさういふことを考へ直して下さいませう。さうしてあなたのお奥さんがいつも私どもにおつしやつていらつしやるやうな、ほんとうに人間味の豊かな御主人であるといふことを、あなたほんとうにもう一べ

七

ん考えて下さい。私はこの間患者といろいろお話をしてきたのです。そうしてもう今度こそは大臣にどう思われても私がかまわない、心からお願いをしなければいけないと決心してきたのです。もう一ぺん考え直していただければいいか。どうでしょう。

○国務大臣(川崎秀二君) ただいま長谷部議員から個人的な環境にまで立ち至りましてお尋ねがあり、かつ御説論があったわけでありますが、ただいまお話のありました療養所の個々におきましては、ことに先ほど来の常岡先生あるいは山下先生の御報告によれば、東京部ではありますけれども、その療養所のまあ先ほどのお話によれば中に属するものでさえいろいろ状態であるというより前提もあってのお話であつたのであります。そういう面が相当各所にありますことも承知いたしましたしております。しかしながら療養所の所長、あるいは療養所の實際運営をやっておる側といたしましては、多年にわたりました厚生省当局に対し、すなわち厚生省本省に対しまして、なるべく早い時期において看護婦制度の徹底を期するために、常勤看護婦並びに雑仕婦の予算上の措置による定員の増加といたしまして実施をしてくれということをご二三年にわたつて、むしろ下部から陳情を受け、またそのことが至当であると認めましたのでいろいろ措置をとつたわけでありまして。世上つき添い制度の廃止というところでこれらの問題が大きな波紋を呼び、またテーマになつたと思ひますけれども、事實はそのことは副次的な作用によつて起つてきたことでありまして、元來は看護制度の強化という方向へわ

が国の病院経営を切りかえていきたい、転換をしていきたいという趣旨から出たのであります。この原則を今撤回をいたすわけには参らないのでございませぬ。しかしながらつき添い婦の今日におかれておる環境並びに状態につきましましては、政府としては十分に考慮をいたさねばなりません。これは単なるこの国会での紋切り型の答弁で尽し得るところではございませぬが、従つて私はただいまの御説論もありません上に考へておりますことは、このために非常なる犠牲者を出し、あるいは失業者を出すということになるならばまことに申しわけのない次第であつて、厚生大臣として、たとえこの制度の問題が前大臣のときにおきまして大体の基本方針が定められたことは言ひながら、私といたしましては十分にその解決には力をいたさなければならぬと思つておるのであります。ただいまのことでは撤回をいたすというわけには原則としては参りませぬけれども、しかし御陳情並びに御要望のことは十分にわかりましたので、これらにつきましましては、今後一そりにこの転換期の処置につきましましては、私個人のあるゆる力をふるうばかりでなく、事務当局も私どもの考え方に同調せしめまして、でき得る限りこれが円満なる転換になるように努力をいたしたいと思つておる次第でございませぬ。

○榊原亨君 今日結核の患者に何カロリーの給食をいたしましたらばよろしいのでございませうか。これは大臣でなくとも事務当局でよろしゅうございませぬ。  
○委員長(小林英三君) ちょっと皆さんにお諮りいたしますが、今大臣から、緊急閣議で十分ばかりしかありませんが、できるだけ一つ大臣に対する質疑を先にしていただきたいと思ひます。ちょっと速記をとめて下さい。  
〔速記中止〕

○委員長(小林英三君) 速記を始め

○榊原亨君 それでは事務当局のお答えはちょっとあとにして、大臣はお急ぎのようですから……。先ほど私は左派、右派の方のお話を承つておりますと、この予算を今年度の末で使い尽したときには全然つき添いというものがおらぬ、つき添い制度を全廃するといふお考えのように大臣のお話を承つたのであります。今年度の予算を使い尽したその年度末におきましては、場所におきましてはつき添いがおるといふことをお認めになるのでございませうか。その点はちょっとわかりませぬでしたが、全部つき添いを本年度の末でやめてしまふ、こういうお話でございませうか。あるいは事実上いろいろ障害がある場所におきましては、つき添いはその場合において、幾らかは認めるのだ、こういうお考えでございませうか。その点が少しわかりませぬからお答え願ひます。  
○国務大臣(川崎秀二君) 本年度の三月三十一日、すなわち年度末におきましてつき添い婦はなくなる予定で今日予算措置をいたし、またそういう方針のもとに進んではおりますけれども、しかし本年度は、御承知のように生活保護におきましては年度一ぱい見しておりますので、これが明年度の予算において、またなお切りかえが十分でないといふことになりませぬれば、これ

に對しての措置を明年度の予算でやることになりませぬから、従つてつき添い婦が三月三十一日で全部なくなるという方針ではあつても、そのことによつてそれが終わるわけではないと思つております。

○榊原亨君 この点をはつきりいたしませんので、今私事務当局にお聞きした、おそらく事務当局のお話は、結核には二千四百カローリ食事が要る、こういうお話だと思つております。お答えになると思つております。そうすると、この間私療養所へ行つてみたら二千四百カローリ出ていないのです、食事が……。そうするとどうしても補食をしなれば病氣はなおらぬといふことになる。(「そうです」と呼ぶ者あり) そうかといつて、それなら二千四百カローリどうしても出さないと、これから出すのだとおっしゃつても療養所の予算はもうすでに組んであるのですから、二千四百カローリに足りないような予算が出てくるのです。これは年度の末になつてどうしても幾らか補食が必要だといふようなものは残つてくると思つておりますが、今大臣がお話しになりましたように、今年度の末までで予算を使い尽したときにおいて、その実際の面において障害のある面においては考慮しようという大臣のお考えをお述べになつたので満足しますが、それだけならば今年度終りに全部なくなるというものは大へんなことだと思つております。一つ給食の問題からいつてもおそらく答弁に詰まつてしまふ、それだからこれはどうして実際の面に當つて障害がある部分においては、つき添い婦といふものは将来はなくなると思つたとしても、

年度末においてもなおかつこれが残つたという条件でなければ、私どもはこれに御賛成申し上げることはできない。こういう立場を申し上げておきます。その点のお考えを厚生大臣からもう一ぺん、くどいようですが、お聞きしたい。

○国務大臣(川崎秀二君) 今のお話の通りだと思つております。  
○山下義信君 今の予算の關係で雑仕婦の方の予算は計上してある、それからつき添い婦の方の予算關係は生活保護その他のうちで見えておるのであつて、従つて予算が足らなければ、あとからでも出せる、これは義務費ですから予算が足りなかつた同時につき添い婦をやめなくちゃならぬといふことは予算上では言えない、今大臣がお答えになつた通り。だから置こうと思へば、この予算の上からでも置けるので、予算が切れるのと同じき添い婦をやめると同時に同じことはないといふことがはつきりしたのだから、まあ榊原委員の御質疑のように、状況によつてこの切りかえの過渡的な措置と、いいますか、何といひますか、まだ来年度でもつき添い婦が残るといふ場合もあり得る、残つたつて予算上は困らぬということが今明白になつたのですが、これは予算の話です。予算の上から明白になつたところで、雑仕婦を置いてつき添い婦をやめるといふ措置は、その予算上のそういう措置だけなんでしょうか。厚生省の方で大臣の告示とか、あるいは省令とか何かそういうふうな法規の手続は、私はわからぬが、雑仕婦を置くといふこととつき添い婦をやめるといふことは、何か省令か告示とかいふもので出すのですか出さぬのですか



か、このいわゆるつき添い婦廃止問題というものは、ただ雑仕婦というものを予算上二千二百七十名新たに計上したというところだけが予算あるいは法規上に現われておる政府の措置なんですか。この方針は一体的に実施するということがなければ、予算以外の措置を厚生省はするのしかしないのかということをお聞きしておかなくてはならない。これは残しておくという事はできない。ですから何かそういうような廃止に關するものかという法規上の手続をするのしかしないのかということをお聞きしておかなくてはならない。

○國務大臣(川崎秀二君) ちよつと打合せをするためにお待ちを願います。——今回の国立療養所における職員増員の方針は、予算上の措置としてすでに予算案に現われた通りであります。しこうしてこれが実施をされていきますれば、当然つき添い婦が将来は要らなくなるものと考えて厚生省としては行動いたしておるわけでありまして、これがために立法をいたす予定はもとよりございません。またその必要もないと考えております。ただこの際何らかの通牒を全国に出して、こういう制度が実施をされるにおいては、つき添い婦というものが将来はなくなるものであるという考え方の周知徹底はいたしたい、かよう考えております。以上がお答えであります。

○山下義信君 私には少し要領を得ないと思ひます。これはもしきょうお答えがいただければ……、まあ大体きょうこの席でいただきたいと思ひますが、先ほど私が何か法規上の措置をなさいますかと、こゝ聞きました。措置はしないとおっしゃる、その通りだろうと思ひます。措置をする必要もないのでありまして、このつき添い婦というものが法規の上で認められた制度でないのではありませんから、これを廃止するといふ広い意味の法規措置が要るわけはない、その通りであります。だからおそろく何か通牒を出されるだろうと思ひます。やはりその通りに通牒を出しになる。私は聞かなければなりません、そういうことをおっしゃるんでしたら、そういう通牒をおそろくこゝろい大きな制度の切りかえといひますか、関係者が非常に問題にしてわれわれも国会で取り上げておられます。その通牒はいつお出しになりますか。大体雑仕婦をお置きになりますか。これは明年の一月でございます。その答弁は、実情に即応するようにその過渡的な措置を講ずらぬようにするということをしはばお答えになつておられる。われわれが心配するのは、雑仕婦というものが今あるのではなく、これから置こう、しかもそれを置くこととして一月からです。つき添い婦が一先懸命やつておつて病人を助けておるのは今やつておるんです。それを一月から雑仕婦を置いてみてどうなるかといふことは、一月から先になつてみなければわからぬわけですね。そうするときはつき添い婦といふもの措置をどうするか、こゝろするかといふこと

とは、雑仕婦といふものを置きかえた以後でなければ結論といふものは、今皆さんが、われわれが政府と質疑応答して政府の答弁は一つは予想なんです。こゝなるだろうこゝなるだろうといふ理論的な予想なんです。やつてみるというのはいくつか先なんです。実際に即した通牒を出すといふのは一月から先でなければならぬ、私は出せないうと思ひます。で、いつそういう通牒を出そうとするのか、どういふ内容の通牒を出そうとするのかという事は、お聞きしておかなくてはならぬ。その内容によつてはいろいろ法規措置をしたと同一ことなんです。言うまでもなく通牒は法規と同じような効力を持つていられることは、行政上の慣例なのでありますから、こゝろいものを使われないようにせよといふのは、やめたと同じことなのであります。その辺の大体通牒の出し方といふか、考へ方といふか、そういうものを時期やその他と見合せて、今われわれの希望している、多くの委員諸君が要望せられておる、大臣もできるだけ希望を取り入れるとおっしゃつた、そういう時期を——考へ方に沿うような通牒の出し方といふのは一体どういふ出方をされるかといふことをお聞きしておかなくてはならぬと思ひます。

○國務大臣(川崎秀二君) 実は私も非常におかしい問題について関心を持つておられますので、大臣が大がいのことを答弁をいたすことが責任であると思つておられますので、答弁は質問があまりすれば、実は御質問のことにつきまして十分承知しておらなくても、自分としての政治責任から今まではほとんどお答えをいたしてきておるわけ

あります。こゝろい問題になります。事務当局からお話を申し上げる方がよりの確であると思ひますが、それにしてもなおかつ私の考へ方も申しておきます。すなわち明年の予算が決定をいたさなければ、このつき添いをするかといふことは、本年の予算では、制度として設けられておるものでありませんから、立法措置は要らないことは、もう質疑応答によりまして明らかであります。予算措置に伴うことも明年の予算が決定をする時期でなければ申し上げることはできないことに相なるのではなからうかと、こゝろ思つておられます。しかしその前提をなすと申しますか、すなわち今回看護制度を強化するということについての通牒は本年、おそろくとも来月七日には決定をいたします予算案の成立直後におきまして、当然看護力の強化に対する通牒は出さなければならぬと、これは常識的に考へをいたしております。

それからつき添い婦の問題に關連して、来年の三月三十一日を目途としてつき添い婦は要らなくなるという考へ方も、先ほど榊原委員からお尋ねがありましたが、その際においてはおいろいろ問題があり、十分にその意が達成されないときは明年の予算においてはおこらぬものを見なければならぬ事柄も起りますので、従つて明年の予算が決定をしなければ最後の通牒といふものは出せないのではないかと、こゝろ考へておられますが、それらにつきましては、事務当局からお話を申し上げた方がよりの確であると思つておられます。

○山下義信君 私はこの御答弁が事務当局からきたら承らう、できたらすよ。するお考えですか。これは、先ほどから大臣の御答弁は政治的答弁をなさつたのです。事務的にはこれはわれわれは議論の余地も何もありません。私どもが質疑応答をするのは、このたびの措置を政治的に御考慮なさる余地があるかどうかということをお聞きしておかなくてはならない。その通りだ」と呼ぶ者あり)その御答弁はことごとく政治的な御答弁だ、大臣の御答弁は、だかゝ厳切り狸の質疑応答は無益だと先ほどあなたもおっしゃつたが、その通りであつて、いろいろ含みのある御答弁をしておられる。すなわちこの問題に対する政治的措置をどうするかといふことについての御答弁がこれが非常に重大で、われわれは承つておるのである。従つてこの政治的な解決の方法をお示しなされた。それに基いて通牒といふものが出るのでなければ、大臣の今の御答弁は全くこれは意味をなさぬことになる。ですからその大臣の方針に従つた通牒が通牒内容であるべきであると私は思ひますが、それを別にして、事務当局から出される通牒の案があるならば承らう。今御答弁になりました予算措置ができて云々といふようなことは、これはもう失礼であります。三代言的な言葉であつて、何も意味をなさぬ。また一つには、雑仕婦を置くといふ通牒を私は承らうと思つておられるのではない。これは予算が通つたら雑仕婦を置くのだといふことは、これははつきり厚生省の方で何かで具体的に公式

第七部 社会労働委員会會議録第十九号 昭和三十年六月二十三日 【參議院】

九

にお示しになるだろう。私が承わろうというの、つき添い婦を廃止するということ、それに何か関係のつきりとした通牒というか、意思表示というものを行政府としてなされるのかどうか。もしなされるならば、その内容はどのような意思表示をなさろうとされるのか。すなわち言いかえるというのと、大臣ができるだけこの切りかえについては考慮するのだと言われた、その考慮が内容でなければならぬが、それならば一月の雑仕婦を置いてから後でなければ、実情を見てからでなければ、これからつき添い婦を使わぬようにしてくれとか、使っちゃならぬとかいふこと、この通牒も出せぬはずだと思ふのでありますが、どういふ通牒を出そうとするのか、もし事務当局がそういう政治的解決をするという意向を離れて、事務当局がつき添い婦廃止に対しての通牒を出す案があるならば、大臣をそっちのけにして事務当局の案があるならば、これを一つおっしゃっていただいていいけれども、大臣の答弁に沿うような通牒を出そうとするならば、事務当局が別の案があるはずがない。私はそう思う。

○山下義信君 私は大だいまの大臣の御答弁で満足で、これは当りまえだと思ふ。何も答弁がむずかしいことも何もないのであります。でありますから、このつき添い婦の問題を解決するについて、どういふ解決の仕方をするかという事は、一月になつてみなければわからぬといふことが、これが事実なんです。今ここで議論しては、予想の議論や、いろいろ希望的、何というか、いわゆる空理空論で議論をしては、利害得失はここで議論した通りの実情になるかならぬかといふ、ほんとうの勝負は一月になつてみなければわからぬ。それをやってみなければ、ほんとうに全廃するといふことの通牒も出せぬだろうし、これはどういふ実情では今すぐやめられぬぞというの、同じつき添い婦に関する扱ひ方についても、その措置といふものが実情に沿うような通牒でなければならぬ。ただ、いかなる状態になろうと、やめるのだといふがむしやうでいくならば、それはつき添い婦はこれからやめるのだという通牒は、予算の通り次第、七月であろうと八月であろうと、いつでも出せる。しかしながら先ほどから大臣の政治的答弁、実情に沿うように善処する、こういふことになつてみるといふと、私は一月から後でなければ、ほんとうに予算通り雑仕婦を一月から置いてみて、そしてつき添い婦を幾分かかえてみて、どういふ事態が起るかといふことを、これを握つてみなければ、実情に沿う通牒といふものは出せようはずがない。これが政治です。今ここで言うていることは政治じゃない。現実を離れて、一応の政府の方針といふものについて可否論を戦

わしておる。それが当るか当らぬかは、一月からの勝負。従つて私はほんとうに実情に沿うような、下部機関に對してつき添い婦といふものの用い方、使ひ方をどうするかといふことは、それから後でなければほんとうの通牒が出ないと思ふ。今大臣の御答弁で、私はこれは一月以後の実情を見てからでなければ、つき添い婦について通牒を出さぬと言われた答弁は、私はりっぱだと思ふ。私は支持したいと思ふ。私はこれで満足する。それ以外に事務当局が何か考えがあれば、参考にして聞いておく。おそらくそういうことになつたらば、本年つき添い婦の廃止は私はできぬと思ふ。一月以降でなければ通牒は出せぬといふふうに今大臣は約束して下さい。これでは昭和三十年度におきましては一月から後に実績を見てからでなければ、つき添い婦をどうするかといふことについて、厚生当局の意思表示ができぬといふことになれば、お気の毒であるが、三月三十一日までには、おそろくつき添い婦の問題に對しては、事務的にこれは手をおつけになることはできぬと思ふが、これは事務当局の御見解があれば承つておく。

○政府委員(高田浩運君) 蛇足かと思ひますけれども、(蛇足だつたら言わぬ方がいい)と呼ぶ者あり)さしたたつての問題といたしまして、本年度における切りかえの措置をどうするか、来年度以降の問題をどうするかという二つの問題があり得ると思ひます。今年度におきまします切りかえの問題につきましては、予算が通りました際におきまして種々準備をいたしまして、その準備に伴う諸般の措置を通牒をいたすべ

きかと思ひます。その場合におきまして、もちろん参議院における審議及び本委員会における審議の趣旨に沿ひまして、ないし大臣の御答弁の趣旨に沿ひまして、今年度におきましては、たとへば今日までつき添い婦であり、あすから療養所の職員に切りかえる、そういうことが妥当でないことは言ひまでもございませぬし、従ひまして相当長い間の準備期間をおいて順次に切りかえるという措置をとるようになつておられます。従ひまして本年度におきましては、ある意味でのいわゆるつき添い婦と、それから職員による看護とのダブル・プレーといふような格好になるかと思ひます。そのダブル・プレーをどの程度にするかといふことについて、こまかい生活保護なり、あるいは社会保険上の取扱ひについては、それぞれ阿当局から私の方ともよく打ち合せをしまして出したと思つております。来年度以降の問題につきましては、三十一年度の予算も決定しました以後において、来年度が始まるまでの間において措置いたしたいと考えております。

○山下義信君 くだいようであります。間違ひのないようにいたしておきたいと思ひます。私は雑仕婦とつき添い婦と切りかえに關する手続のことなことを聞いてゐるのじゃない。つき添い婦といふものを残すといふことになつたら、幾らかでもできるだけ最大限これを残すといふことになつたら、一人でも残したならば、つき添い婦といふものを使うといふことについてとめるという事はできぬ。人数が多くなると少なくなると、大部分は切りかえておいても、百人でも二百人

の実際の効力発生というか、取扱いは  
通過によって下部に流そうとする  
ということを言うておる。何かあれば  
と聞いておる。今のような高田次長の  
ようなことを私は聞こうとしたのじゃ  
ない。つき添い婦廃止、つき添い婦問  
題について、諸君がどう心がけたら  
いいの、関係者がどう心がけたら  
いいの、このことは、一月以降でなけ  
ればわからぬだろう。また、その内容  
は、大臣の政治的答弁を内容とする通  
牒以外に出せぬだろうということを  
言うておる。従って、事務当局は従来  
何を考えておったか知らぬけれども、  
大臣が政治的答弁をした以上は、ただ  
単に事務を進捗させるような割り切つ  
た通牒は出せなくなつたということを  
言うておる。あなた方は困るだろうと  
いうことを言うておる。あとは大臣の  
指示を受けなさい。

○相馬助治君 一応質疑も尽きたよう  
だから、私はこの問題の重要性にかん  
がみて、各委員のお許しを得て動議を  
一つ出したと思います。それはこ  
こで本委員会の意思を決議の形におい  
て作成して、その意思を明らかにした  
いという動議です。この決議案文と  
か、この取り扱いは、後ほど適  
当に懇談会を開いておきめ下さつて  
けつておるから、まずこの決議案を  
作るという動議を委員長においてお諮  
りいただき、各委員の御賛成を願いた  
い、かように思います。

○加藤武徳君 私は、相馬君のた  
だいまの動議に賛成をいたします。  
○委員長(小林英三君) ただいまの相  
馬君の動議は、つき添い婦制度に関しま  
して本委員会において決議をもつて意

思発表をしたいという動議であります  
が、御異議ございませんか。  
○委員長(小林英三君) 御異議ないよ  
うでありますから、当委員会におきま  
して決議をもつてこれに対する意思発  
表をいたしたいと思います。  
ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記を始めて  
下さい。  
それでは暫時休憩をいたします。午  
後は二時から再会いたします。  
午後零時五十八分休憩

午後二時四十一分開会  
○委員長(小林英三君) ただいまから  
委員会を再開いたします。  
午前中に引き続きまして、つき添い  
婦制度に関する件を議題といたしま  
す。

本件に関しましては、午前中の委員  
会において決定いたしました通り、先  
刻委員長、理事並びにこれに有馬委  
員が参加いたしました決議案の案文を  
練つたのでございます。それが決定  
いたしましたので、委員長から御報告を  
申し上げます。

決議案  
附添婦制度廃止の基本方針につ  
いては、それが医療内容の向上に寄与  
する限りにおいては止むを得ないと  
しても、現実にはその廃止が、看護要  
員の増加及び設備と給食の改善を  
実施するに非ざれば、看護に支障が起  
るような場合にはこれを強行しては  
ならない。更に廃止する場合でも現  
在の附添婦の配置転換等については

万全の方策を講じなければなら  
ない。  
よつて政府は此等の実情を十分考  
慮の上慎重なる方途を講ずべきであ  
る。  
右決議する。  
以上でございます。この決議案を決  
定するに御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議がない  
ようでございますから、この通りに決  
定いたしますこといたします。  
それから、なおこの機会に、先ほど  
の委員長理事打合せにおきまして、た  
だいま政府が考へておられますところの  
雑仕婦という名称はよろしくないから  
して、それでこれをたとへば看護補助  
婦というより、そういう必要がある  
場合には雑仕婦としないで、看護補助  
婦というより、な名称を用いる方がよ  
しいという意見でございました。これ  
をあわせて御報告いたします。

○相馬助治君 委員長理事会の決議案  
の内容を一任いたしましたのでございま  
す。がゆえに、この決議案の案文その他  
については、私は何ら異議を持つもの  
ではございません。ただいま満場一致  
でございまして、この決議案は、本委員  
会の意思として厳粛に決定されたもの  
を、私は承認を当然とするのでござ  
います。一言政府が発言する前に、委員  
長を通じておきたいと思つてござ  
います。当委員会が教次にわたつて質  
疑を繰り返す、その質疑の段階にお  
いて、各委員の意見が付されたこと  
は、すべて現在のままにございまして  
も、制度を廃止することは暴論である  
し、か厚生省がいかに強弁しようとも  
看護力の充実にならずして、看護力の

減退になる、しかもその切りかえに当  
ては、どのような慎重な手続をするとし  
ても、その期間が短時間の場合にお  
いて、あるいは現在の財政の措置の範囲  
内においては混乱は免れない、つき添  
い婦の失業後の救済に当つては、政府  
がいかに答弁するとも、現実の問題に  
おいてはにわかにかが解決するとは  
思えないというより、諸君の意見が開  
陳されたことは、政府委員の諸君も御  
承知の通りであります。従いましてこ  
の決議案は、前段でうたつてございま  
す。この「附添婦制度廃止の基本方針」に  
ついては、それが医療内容の向上に寄  
与する限りにおいては、止むを得ない  
云々である、そのやむを得ないとい  
うところにアクセントがあり、ポイント  
があるのではなくて、次を言うところ  
の言葉としてこのことが述べられて  
いること本委員は了解するものであり  
、政府もまたそのような意味合いにお  
いてこれを認んでいただきたと思つ  
てございまして、私がかようなことを  
くどくどと申し上げますことは、衆議  
院が決議をいたしましたその精神もまた、現  
在の段階においてはつき添い婦制度は  
軽々しくこれを廃止すべきでないとい  
う趣旨であつたにもかかわらず、厚生  
大臣が本委員会を通じて述べたその見  
解は、つき添い婦制度を廃止すること  
は、衆議院の意思としてこれを十分認  
めるのであるという点にその決議案の  
重点を置き、そこにその文章の趣旨が  
あるかのごとき見解があつたことは御  
承知の通りでありまして、どうか政府  
におかれましては、教次にわたる本委  
員会において審議されたる各委員の意  
思が結集して本決議案が生まれ、委員  
長並びに理事会において苦心の結果、

この文章ができたのであるということ  
の意味を十分に体されて、今後発言さ  
れる場合においても、その点を十分考  
慮されますように、特にこの際、私は  
本決議案に賛成すると同時に、以上の  
ことをつけ加えさせていただきます。  
○委員長(小林英三君) なお、皆さん  
に申し上げますが、ただいま決定いた  
しましたこの決議案に對しまして、厚  
生大臣からぜひ所見を申し述べたいと  
いうことのお申し入れがございまして  
で、ちよつとお待ちを願いたいと思  
います。  
速記とめて。

○委員長(小林英三君) 速記を始めて  
下さい。  
○政府委員(紅露みつ君) つき添い婦  
制度廃止問題につきましては、この  
ところずつと引き続き御審議をいた  
だいておつたのでございまして、ただ  
いま委員会の御意思として決議がな  
されたわけでございます。その中に織  
り込んでございまして、その中に織  
り込んでございまして、看護要員  
の増加及び設備と給食の改善というよ  
うなこと、さらにつき添い婦の配置転  
換というより、なこれが失業問題で  
ございまして、これらについても十分  
に委員会の御意思を尊重いたしまし  
て、なお委員長からつけ加えられまし  
た雑仕婦という名称に對しての補助婦  
という名称がいだらうというお言葉  
があり、また相馬委員からもその冒頭  
にございまして、止むを得ないとい  
う言葉について、懇々とお話ございま  
したので、十分御意思を尊重いたしま  
して善処して参りたいと存じます。

○委員長(小林英三君) つき添い婦制  
度に関する調査をいたしましたは、

本委員会としてはきわめて熱心に調査をやつて参つたのでありますが、この問題に對します調査は、この程度で打ち切りたいと思つていますが、御異議ございませんか。

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十四分散会

六月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、歯科技工法案

歯科技工法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条―第十条)

第三章 試験(第十一条―第十六条)

第四章 業務(第十七条―第二十条)

第五章 歯科技工所(第二十一条―第二十六条)

第六章 罰則(第二十七条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この法律において「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医

療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われなものを除く。

(歯科技工士名簿) 第六条 都道府県に歯科技工士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をすることが出来る。

者け、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならぬ。

第四章 業務

(禁止行為)

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

2 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七條第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

(歯科技工指示書)

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

(指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

(業務上の注意)

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに当つては、印象採得、咬合採得、試適、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第五章 歯科技工所

(届出)

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち

ち厚生省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

(管理者)

第二十二条 歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。

(管理者の義務)

第二十三条 歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

(使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基づく命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行うまでの間、その

歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、歯科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

- 一 第十七条第一項の規定に違反した者
- 二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十七条第二項の規定に違反した者

四 第二十五条の規定による処分を違反した者

第二十九条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反した者

二 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十八条第四号又は前条第二号若しくは第三号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本案の罰金刑を科する。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(特例技工士)

第二条 歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つてゐるもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上歯科技工の業務を行つてゐたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七条第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行ひ、又は第二十二條の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることが出来る。

2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十五年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3 前二項の規定により業として歯科技工を行つことができる者(以下「特例技工士」という。)については、第十八条及び第二十條の規定を準用する。

4 前項において準用する第十八條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士が、第四条又は第五条各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九條の規定は、この場合において準用する。

6 前項の規定に基づく処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四條の規定にかかわ

らず、試験を受けることができる。

(試験の実施に関する経過措置)  
第三条 昭和三十五年までは、第十二条第一項の規定にかかわらず、第十二条第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。

ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年に於いては、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

(指示書に関する経過措置)  
第四条 第十八条の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つて

いる歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工がこの法律の施行の際現に行つている歯科技工については、附則第二条第三項の規定にかかわらず、準用しない。

(特例技工所)

第五条 特例技工士が業として歯科技工を行う場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われな

いものを除くものとし、以下「特例技工所」という。)及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替へるものとする。

以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二

条の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

(歯科技工所等の届出に関する経過措置)  
第六条 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設している者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならぬ。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(両罰規定)  
第七条 法人の代表又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に

関して附則第五条第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)  
第八条 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされて

いる者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。

その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)  
第九条 厚生省設置法(昭和二十四

年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九号の二 診療エックス線技師、歯科衛生婦、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十号第三号中「歯科衛生婦」の下に、「歯科技工士」を加える。

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の件を付託された。

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆)

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案  
医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律  
従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学者検定規定(大正十三年文部省令第二十二号)により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校(医師法(昭和二十三年法律第二十一号)第十一号第一号及び第四十三号の規定による大学及び専門学校を除く。)を卒業した者、同法第三十六号第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者(医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)第二条の規定の適用を受ける者を除く)、昭和二十年八月十五日以前に朝鮮総督の行った医師試験の第一部試験に合格し、又は満洲国に行った医師考試の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二条の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

(歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部改正)  
2 歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆)

試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。

その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)  
第九条 厚生省設置法(昭和二十四

年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九号の二 診療エックス線技師、歯科衛生婦、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。

その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)  
第九条 厚生省設置法(昭和二十四

年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五号第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九号の二 診療エックス線技師、歯科衛生婦、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十号第三号中「歯科衛生婦」の下に、「歯科技工士」を加える。

六月二十一日予備審査のため、本委員会に左の件を付託された。

一、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆)

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局

昭和三十年六月二十八日印刷

昭和三十年六月二十九日発行